

定 款

令和
平成 4年 2月 7日 認証

倉 敷 公 証 役 場

一般社団法人KaiKai定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人KaiKaiと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県総社市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、重症心身障害児者及び医療的ケア児者やその家族に対して、療育、保育、教育、休息、子育て支援、医療・福祉サービスの提供、家族の介護負担軽減となるサービスの提供、福祉施設等の運営に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく児童発達支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
- 3 代表理事は前項の者の入社を認めない場合は、速やかに理由を付した

書面をもって本人にその理由を通知しなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、2か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の

議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員)

第16条 当法人に、理事を3名以上6名以内置く。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、

必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第23条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第24条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出

しなければならない。

- (1) 事業報告及びその付属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剩余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第31条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国・地方公共団体や公益社団法人、公益財団法人等、一定の公益的な団体に贈与する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年6月末日までとする。

(設立時の役員)

第33条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	高谷 直人
設立時理事	菊本 健一
設立時理事	佐薙 幸一
設立時代表理事	佐薙 幸一

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岡山県総社市井尻野1399番地5
設立時社員 佐薙 幸一
岡山県総社市井尻野1399番地5
設立時社員 佐薙 直子
岡山市北区東古松一丁目14番9号小野田ハイツ301
設立時社員 高谷 直人
岡山県倉敷市老松町3丁目8番7-701号ビバリーガーデン老松
設立時社員 菊本 健一

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人KaiKai設立のため、設立時社員佐薙幸一ほか3名の定款作成代理人司法書士崎山晃史は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年2月3日

設立時社員	佐薙 幸一
設立時社員	佐薙 直子
設立時社員	高谷 直人
設立時社員	菊本 健一

上記設立時社員4名の定款作成代理人

岡山県高梁市正宗町2040番地7

司法書士 崎山 晃史



同一の情報の提供

提供の日付： 2022年2月7日

公 証 人： 26030005 中西俊平



所属法務局： 岡山地方法務局

公 証 役 場： 倉敷公証役場

倉敷市白楽町 249 番地 5

請求対象の登簿管理番号： 22-2603000502001703

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2022年2月7日

請求対象の処理公証人： 26030005 中西俊平

所属法務局： 岡山地方法務局

公 証 役 場： 倉敷公証役場

倉敷市白楽町 249 番地 5

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。